

第6節 すぐれた自然環境の保全と活用

1 自然公園【自然環境課】

福井県は、自然豊かな県と評されており、その豊かな自然環境を保全するため、自然公園法および福井県立自然公園条例に基づく自然公園や福井県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域が指定されています。



図2-1-22 自然公園および自然環境保全地域

本県の自然公園は、白山山系の山岳公園である白山国立公園、嶺北の隆起海岸である越前加賀海岸国定公園、嶺南のリアス式海岸である若狭湾国定公園、白山国立公園に隣接する奥越高原県立自然公園の4公園が指定され、その面積は61,432haで県土面積の約14.7%を占めています。また、若狭湾国定公園には、海中の景観を維持するために三方海中公園地区が指定されています。自然公園区域内において、工作物の新增改築、土地の形状変更、木竹の伐採などの行為をしようとする場合は、許可または届出が必要であり、内容によっては条件を付すなどして環境の保全を図っています。

表2-1-23 自然公園の概況（単位：ha）

公園名	面積	特別地域		普通地域	海中公園地区
		特別保護地区	特別地域		
白山国立公園	5,206	220	4,986		
越前加賀海岸国定公園	7,530	92	7,257	181	
若狭湾国定公園	15,457	67	15,185	205	30.2
奥越高原県立自然公園	33,239		19,927	13,312	
計	61,432	379	47,355	13,698	30.2

なお、平成17年11月には、若狭湾国定公園のうち三方五湖の地域が国際的に重要な湿地として、ラムサール条約登録湿地に登録されています。

また、国が委嘱する自然公園指導員や県が委嘱する自然公園管理協力員等の協力を得て、自然公園の利用者や居住者に対して自然環境保全の重要性の普及啓発を図っています。

表2-1-24 自然公園利用者数（平成21年度）

公園名	利用者数
白山国立公園	215千人
越前加賀海岸国定公園	5,470千人
若狭湾国定公園	6,881千人
奥越高原県立自然公園	2,695千人
計	15,261千人

2 自然環境保全地域【自然環境課】

(1) 自然環境保全地域の保全

県では、周辺の自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な区域を「自然環境保全地域」に指定しています。

現在は、敦賀市池河内の湿原と池田町楯俣のブナ林の2か所が指定されています。

池河内中央部の阿原ヶ池周辺では、当地区の管理・保全を図るための巡視歩道（604m）を整備し、水路の見回りや草刈り等の管理を委託しています。また、この巡視歩道は、訪れた人々が四季折々の美しい自然を観察するのに利用されています。

表2-1-25 福井県自然環境保全地域の概要（平成22年3月31日現在）

名 称	所在地	指 定 年月日	面 積 (ha)			保全対象とする自然環境の概要
			特別地区	普通地区	計	
池河内	敦賀市 池河内	昭和 52.3.25	7.8 うち、野生 動植物保 護地区7.4	103.2	111	敦賀市を流れる笙の川の源流部に形成された湿原とその周辺域。湿原部には、ヤナギトラノオ(南限種)、ヤチスギラン(西限種)、ミズドクサ（南限種）、ハッチョウトンボなどの貴重な野生動植物がみられる。
楢 俣	池田町 楢 俣	昭和 54.6.19	162.12	—	162.12	本県では稀なブナ・ウスギヨウラク・チシマザサ群落として特徴付けられるブナ自然林が広範囲に分布する。一帯には、モミジカラマツ(西限種)、シロウマイノデ(西限種)などの植物のほか、クマタカなどの希少猛禽類がみられる。

（２）自然環境保全条例に基づく保全

自然環境保全地域、自然公園、保安林、都市公園、市街化区域、用途地域および風致地区等の区域以外における一定規模以上の開発行為は、福井県自然環境保全条例に基づき、事前届出が義務付けられています。届出を要する行為は、宅地の造成、ゴルフ場、スキー場、遊園地またはキャンプ場の建設、水面の埋立てまたは干拓および土地の開墾その他土地の形状の変更のうち、一団の土地の総面積が1ha以上の行為です。

これらの行為に対し、県は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、助言または勧告をすることがあります。

（３）自然環境保全のための買い上げ

県では、昭和53年度と平成元年度に、大野市上打波の刈込池周辺（白山国立公園の第一種特別地域内）268.3haを買い上げ、すぐれたブナ林を保全するとともに、解説板等を設置し、自然とのふれあいや自然学習の場としての活用を図っています。

こうした取組みは、近年では県内の市町でも徐々に行われつつあり、平成8年度には、大野市が平家平のすぐれた自然環境を保全するため196haを買い上げています

3 ふるさとの環境【自然環境課】

本県は、越山若水といわれるように美しい山々や海に恵まれており、これらの自然や風景は、私たちの生活に有形無形の恩恵を与え、心のふるさtoになっています。

（１）ふるさと福井の自然100選【自然環境課】

本県のすぐれた自然を再認識し、次世代に引き継いでいくため、県では、平成7年3月に、県民から地域のシンボルとして親しまれているすぐれた自然を募集し、「ふるさと福井の自然100選」を選定しました。原生的な自然から鎮守の森のように身近な自然まで、県内全域のすぐれた自然が幅広く選ばれています。



池河内湿原・阿原ヶ池（敦賀市）

4 豊かで美しい水資源の保全・活用に向けた取組み【環境政策課】

(1) ふくいのおいしい水

県では、平成17年度および19年度に県内の湧水や井戸等計130か所以上を調査し、その中から、おいしい自然の水を味わえる44か所の湧水等を「ふくいのおいしい水」として認定しました。

その後、水源地の整備が行われ、地域住民が保全活動に取り組んでいる地区があり、一部の市からも追加認定について要望が出されたため、公募を行い、平成22年8月、基準適合した3か所を追加認定し、現在47か所の湧水等を認定しています。

認定された「ふくいのおいしい水」を用いて地域の活性化に取り組む事例があります。

たとえば、「七間清水」（大野市）は銘酒「花垣」の仕込み水に用いられている名水ですが、ミネラルウォーターとしても販売され、売上の一部は市の環境基金に寄付されています。

また、「瓜割の滝」（若狭町）では、地元企業が名水を用いたミネラルウォーターの製造、販売を行っ

ている他、地元の特産である福井梅を用いた梅酒の製造、販売をしていますし、「雲城水」（小浜市）のある小浜市一番町地区では、この水を用いた日本酒や豆腐が販売されています。

その他、「滝水ひめ」（おおい町）でも、地元企業が名水を用いたミネラルウォーターの販売を行っている他、平成22年7月からは、地元企業が「鵜の瀬給水所」（小浜市）の水を用いたミネラルウォーターの販売を始めました。

「桃源清水」、「三場坂清水」および「榎清水」のある鯖江市では、3か所の湧水の地元団体が、湧水をまちづくりに活かそうと協定を結び、意見交換会を行うなど互いの取り組みを学びあう交流を始めました。

「神谷の水」のある勝山市栃神谷区では、取水場を移設するとともに、取水場の横に新たに直径4mの水車を設置し、村おこしに活用しています。

（特集参照）

コラム 「ふくいのおいしい水」の追加認定について

県では、豊かな水環境を県内外に発信するため、県内の優れた湧水や井戸を「ふくいのおいしい水」として認定し、地域における保全活用活動を支援しています。

これまで、平成17年度に35か所および19年度に9か所を「ふくいのおいしい水」に認定しましたが、平成22年8月、新たに整備された湧水等3か所を追加認定しました。

追加認定した3か所の湧水等をご紹介します。

①榎清水（えのきしょうず）：鯖江市米岡町

その昔、織田信長が朝倉一乗谷を攻めた時、この清水を炊事場として使用するように、木下藤吉郎に命じて石組を造らせたとされています。また、近松門左衛門が、幼少期の十数年を鯖江で過ごし、この清水で仲間とともに水遊びに興じたとも伝えられています。

場所は、鯖江西縦貫線の浅水川右岸側にある信号を西へ曲がり、約600m先を右折します。しばらく進むと春慶寺がありますので、その手前を右折したところですよ。

②駅清水（えきしょうず）：大野市弥生町

JR越美北線「越前大野駅」は、福井市と奥越地方を結ぶ住民の足として重要な役割を担っており、中部の駅百選にも選ばれています。その構内に利用客を迎えるように駅清水が整備されています。

ご利用の際は、駅員に一声おかけください。

③五番名水庵清水（ごばんめいすいあんしょうず）：大野市明倫町

五番通りに面して五番名水庵が建っており、市民の憩いの場および観光客の休憩所として利用されています。休憩に訪れた人たちが、自由に水を飲むことができるように水飲み場が設けられています。

場所は、JR越美北線「越前大野駅」から六間通りを西方向に進み、五番六間の交差点を左折、約100m進んだところの右手側です。



(2) 名水100選、平成の名水100選等【環境政策課】

本県は豊かで美しい自然に囲まれており、「名水100選」等に県内各地のすぐれた自然が選定されています。

①名水100選、平成の名水100選（環境省選定）
良質な水環境を積極的に保護することなどを目的に、全国の湧水や河川の中から選定

②日本の音風景100選（環境省選定）
人々が地域の象徴として大切にし、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境（音環境）のうち、特にその保全に意義があるものを選定

③かおり風景100選（環境省選定）
豊かなかおりとその源となる自然や文化・生活を、将来に伝えていくため、特にすぐれた地点について選定

④水源の森100選（林野庁選定）
豊かな緑と水の源泉を保全・整備し、後世に引き継ぐため、全国の代表的な「水源の森」を選定

⑤快水浴場100選（環境省選定）
人々が水に直接ふれることができる個性ある水辺を積極的に評価し、これらの快適な水浴場を広く普及することを目的に選定

⑥名勝（国指定）
「わが国のすぐれた国土美として欠くことができないもの」を指定

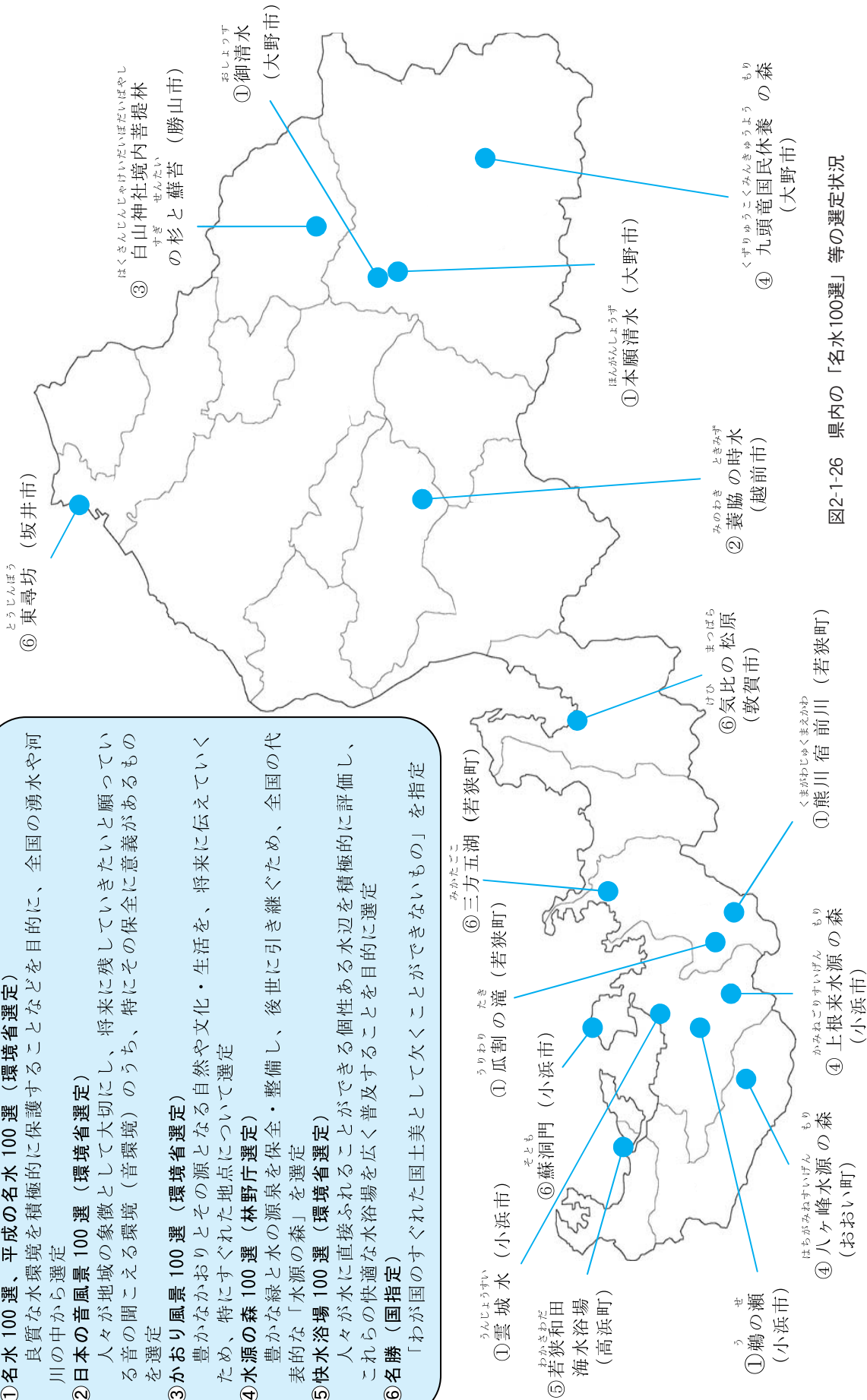


図2-1-26 県内の「名水100選」等の選定状況